

第4次江津市行財政改革大綱

『意識改革』と『協働』で

新市建設計画の実現を目指す！

平成 1 7 年 2 月

江 津 市

基本方針

I プロローグ

本市では、平成14年2月に第3次行財政改革大綱を策定し、平成14年度から平成16年度の3年間を実施期間として行財政改革に取り組んできました。

『市民にやさしい電子自治体を目指して』をキャッチフレーズに

- (1) 時代に適合する人事管理のありかた
- (2) 地方分権に対応できる財政の確立について
- (3) 事務事業の見直しによる簡素で迅速かつ効率的な行政システムについて
- (4) 高度情報化の推進について
- (5) 地方分権に向けての取り組み

の5項目を柱として推進を図り、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、第3次行財政改革の次年度（平成15年度）には、「地財ショック」と呼ばれる地方交付税の削減や市税収入の減少により、更なる財政の健全化を目指した「財政健全化計画」の実施に着手せざるを得なくなるほど、本市を取り巻く経済、財政状況は厳しいものとなりました。

II 本市を取り巻く社会経済状況

1 地方分権

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方自治体は、自己決定、自己責任による個性ある独自の地域社会の実現が可能となり、自治体の力量が問われる時代となりました。

2 財政危機

新市建設計画の実施にあたり多大なる財源が必要となる中で、現在国と地方6団体との間で三位一体の改革の議論がなされて、税財源委譲が伴わない国庫補助負担金の大幅な削減と併せ、地方交付税の縮減など先行きが全く見えない状況にあります。県においても、財政運営立て直しのため公共事業費の大幅な削減など年300億円という巨額な削減計画を掲げた「中期財政改革基本方針」が打ち出されるなど大変厳しい状況にあります。

そうした中、本市の平成15年度の決算においては、「1」に近いほど財政力が強いと言われる財政力指数（単年度）は、0.401で昨年に比べ0.024ポ

イント更に悪化し、経常収支比率は、健全ラインといわれる80%未満をはるかに超える95.0%となり、公債費比率は危険ラインの20ポイントに極めて近い19.5ポイントとなりました。これらを類似団体と比較して見ても極めて良くない数字となっており、このまま対策を講ずることなく財政運営を続ければ、数年後には破綻するおそれがあるという極めて深刻な状況となっています。

3 合併

平成16年10月1日をもって、江津市と桜江町が合併し、新生江津市としてのスタートを切りました。市域も広がり、職員数、議員数等行政に関わる全ての物が大きく膨らんだ状況となっています。

かつて、江津市と旧桜江町は、昭和の大合併により新市、町が誕生した後の昭和30年代から40年代にかけて、共に地方財政再建促進特別措置法による準用団体の指定を受けています。従って、今後の市政運営においては、これらの経験を教訓とし、二度とこの轍を踏むことのないよう留意しつつ、新市建設計画の着実な推進を可能とするため、これまでの従来のを越えた、より一層の財政の健全化等を図る必要があります。

4 少子高齢化

我が国における年少人口（0～14歳）の人口割合は、平成12年度の14.6%から減少を続け、平成17年度には14%を割り込み、平成33年には12%に達すると推定されるほど、出生率は低下してきています。また、老年（65歳以上）人口割合（高齢化率）は、平成12年の17.4%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が老年となります。江津市においては、特に高齢化が進んでおり、平成15年10月1日現在において、島根県の26.4%をはるかに上回る29.4%に達しています。

こうしたことから、特に保育や教育の面で安心して子供を産み、育てることができる環境整備や、高齢者が社会参加をし、生きがいをもって元気に暮らせる環境整備をすることが求められています

5 高度情報化社会

平成13年1月に「IT」基本法が施行されました。これは、世界最先端のIT国家の実現、全ての国民が情報通信技術の恩恵を受けられることを目標とした

ものです。

I T革命といわれる大きな波は、既に市民生活の様々な分野に浸透し、江津市も第3次行財政改革において「市民にやさしい電子自治体を目指して」をキャッチフレーズに電子自治体の構築を目指してきたところです。近い将来、自宅などからインターネット等を利用して行政情報の閲覧、申請・届出等の手続き、手数料等の納付が可能となる体制の構築が求められています。

III 基本方針

1 行財政改革の必要性

現在の国内外を取り巻く情勢は、国際・情報社会の急速な進展、本格的な少子・高齢化社会の到来、産業構造の変化、地球規模の環境問題の深刻化、国、県、地方全てに及ぶ危機的財政状況にあります。そうした中、三位一体改革の議論がなされ、税財源委譲が伴わない国庫補助負担金の大幅な削減と併せ、地方交付税の縮減など先行きが全く見えない状況にあり、収入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っている本市にとっては、その影響は計り知れないほど厳しいものがあります。

本市は、平成16年10月1日合併を行い、新生江津市としてスタートいたしました。市域、職員数、議員数等行政に関わる全ての物が大きく膨らんだ状況となっています。江津市と旧桜江町においては昭和の大合併により新市、町が誕生以降の昭和30年代から40年代にかけて共に地方財政再建促進特別措置法による準用団体の指定を受けるといった苦い経験をいたしておりますが、ここにおいて、格段の対策を講じなければ、数年後には破綻という同じ轍を踏む恐れがあります。

そこで、合併後の新市において、新市建設計画の着実な推進を図り、真に必要な行政サービスを将来にわたって安定して供給するために、これまで続けてきたサービスのあり方や組織体制の全般を見直し、地方分権に対応し自主自立を図り、自己決定・自己責任による個性ある地域社会の実現に向け行政体制の整備に努めつつ、これまでの従来のを越えた、より一層の財政の健全化を図る必要があります。

2 改革の視点

21世紀における行財政改革は、急激に変化する社会経済情勢に柔軟かつ弾力的に対応できる行財政運営システムをみんなで構築することが重要です。

そのためには、行政に携わる職員を初め市民一人ひとりが、これまでの前例踏襲、慣習主義の排除という、徹底した意識改革が必要です。

民間でできることは民間で、市民にできることは市民で、行政にしかできないことを行政でという基本理念に立ち、行政においては、成果重視、顧客重視などの企業的な経営理念・手法などの利点をできるだけ行政運営に生かし、職員一人ひとりがコスト意識やサービス精神を發揮し、市民の信頼と期待に応え市民本位の行政を推進していくことが大切です。また、市民一人ひとりも、行政に何をしてもらえるかではなく、江津市のために自分たちは何ができるのかという視点に立ち、明確な役割分担のもとに行政運営への参画を図り、行政と同じステージの上で協働による行政運営のスタイルを構築していく必要があります。

このようなことから、『意識改革』と『協働』を改革の視点とします。

新市建設に向けて痛みを分かち合い、協働で喜びを分かち合う行政スタイルの構築を目指します。

3 計画の期間

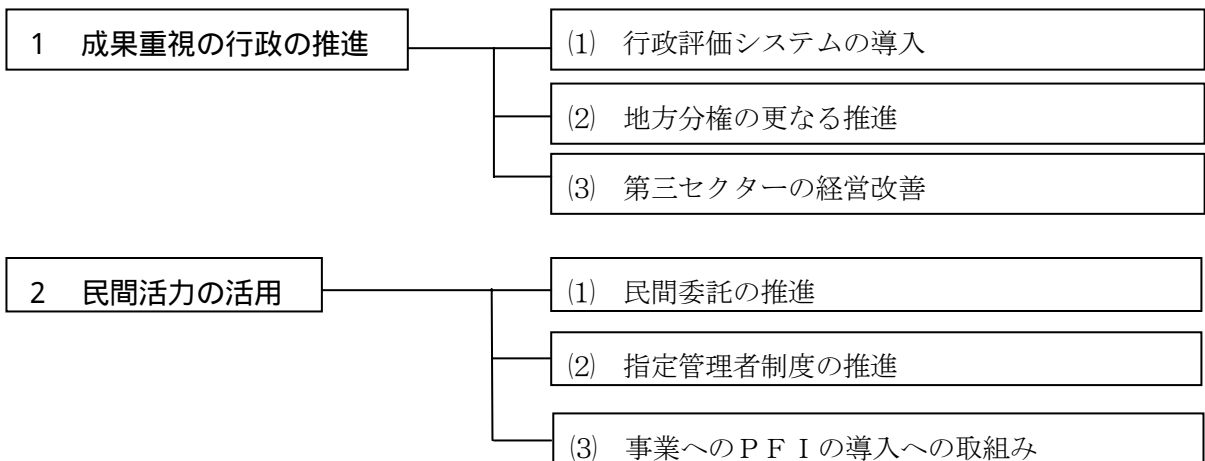
大綱の計画期間は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間とします。

大綱の構成

自主・自立した行政体制の確立

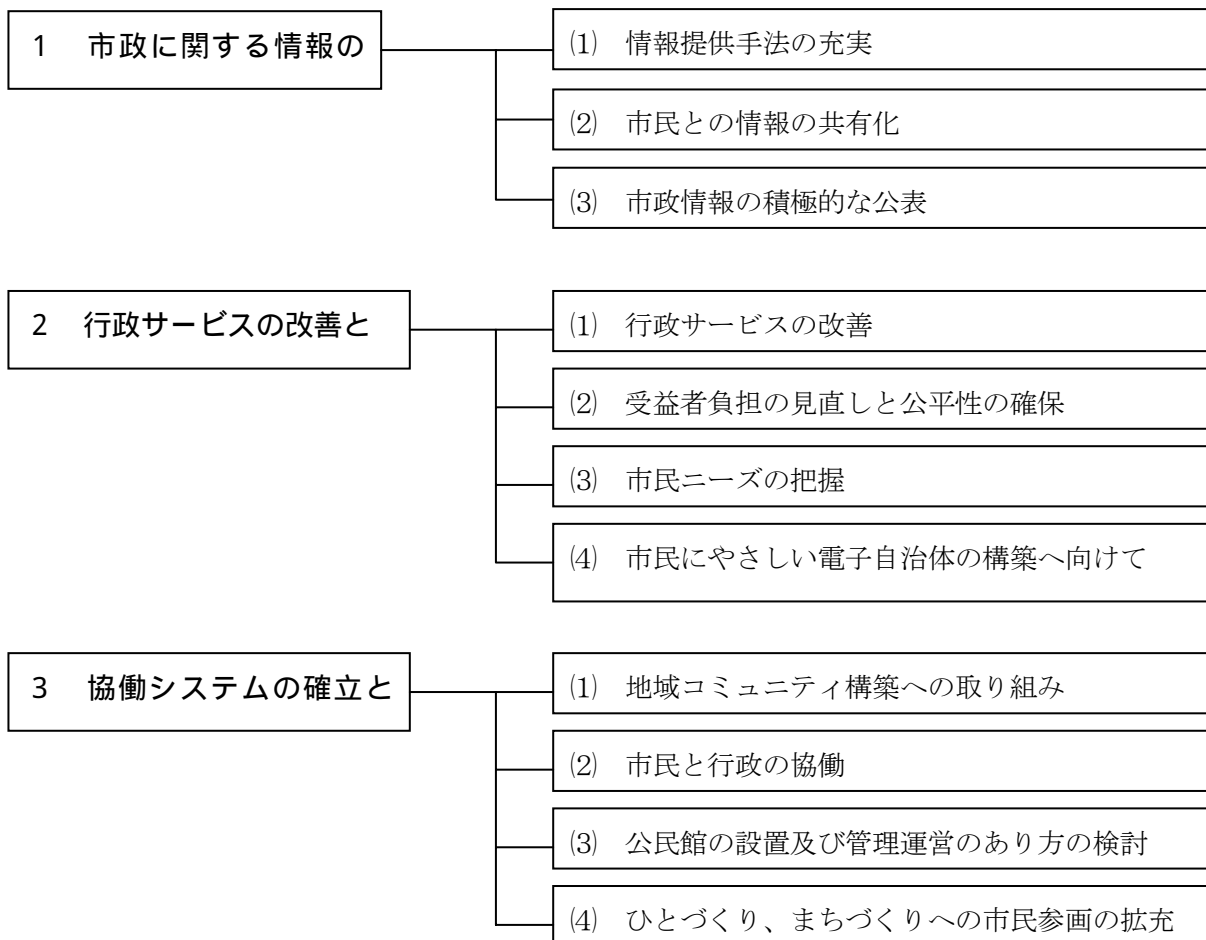


効率的な行政活動の推進





市民と行政との協働によるまちづくりの推進



第 4 次 江 津 市 行 財 政 改 革 大 綱

自主・自立した行政体制の確立

経済の成長が見込まれない今日、将来に向けて持続可能な市政の発展を遂げるためには、これまでの前例踏襲を基本とした行政管理の考え方を、行政を経営するという考え方に転換していく必要があります。

市民のための、市民が主役の行政を推進していくためには、従来の行政体制にとられることなく、財源や人材など、限られた行政資源を有効に活用しながら、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応することが重要です。

そのためには、市民にとって分かりやすく、柔軟性・機能性に富んだ組織体制の整備と職員配置を行い、行政のプロとしてという観点から、人材の育成、管理を行なうなかで、費用対効果などコスト意識をもってこれまでの業務やそれに対する手法などを根本的に見直し再構築するとともに、公有財産の効率かつ有効的な活用を図りながら、新市建設に向けての財源の確保に全力で取り組む必要があります。

1 組織・機構の見直し

地方分権の推進、急速な I T 化、電子自治体など、時代の要請に対応できる自立性（自己決定・自己責任）と柔軟性、機動性を備え、市民ニーズに応じた施策を総合的・機能的に展開できるよう組織のスリム化を念頭に整備を図る必要があります。

(1) 組織運営体制の整備

平成 19 年度を目標に機構改革を行ないます。部内の連携強化を図るため課の統廃合を行い、桜江支所組織機構（支所機能）なども見直します。

税、料等の徴収・滞納整理のプロジェクトチームの結成、在宅介護支援センターの充実、水道管理業務の統合の検討、公共下水道及び農業集落排水管理業務の統合などの検討も併せて行ないます。

また、消防団の再編も検討します。

(2) 市民ニーズに応じた施策の展開

市民の利便性・サービスの向上を目指して、権限委譲を推進するとともに、その体制の整備を図ります。

事務処理の迅速化を図るため、事務専決事項の見直しを行います。

また、保健センター及び人権啓発センターの有効利用の検討、休日急患診療所の設置の見直しなどを行ないます。

(3) 各種委員会等の定数の見直し

農業委員会委員、土地改良区の総代及び理事を初めとした報酬等が支払われる全ての委員会等について、30%以上の削減を目標とした定数の見直しを図ります。

2 定員管理・給与の適正化

定員管理については、合併時職員数346人を、平成22年度までに46人以上を削減し、300人以下の職員数を目指します。職員の配置転換、早期退職優遇制度の活用を図る中で、組織の活性化・若返りを図ります。

給与制度については、職員の能力・業績を重視した給与体系への転換等、今後予想される公務員制度改革の動向を踏まえながら定員の適正化や時代に即応した給与制度となるよう努め、人件費の抑制を図ります。

(1) 定員管理計画の策定及び計画に基づく職員の適正管理

全庁的な人員配置の見直しを行ないます。また、人件費の抑制を視野に置いた正規職員の適正配置を図ります。

(2) 給与の適正化

特殊勤務手当の見直し、行政職（二）表の導入などを行ないます。

(3) 人件費の抑制

給与削減の継続、超過勤務手当の削減、早期退職勧奨の実施、特別職の報酬の削減、非常勤特別職等の報酬等の見直し、臨時職員及び嘱託員の適正配置など、あらゆる人件費について抑制を図ります。

3 職員の能力向上と人材育成

地方自治体の自主性、自立性が高まる中で、行政がより良いサービスを提供していくためには、行政職員の能力、資質の向上が不可欠です。職員一人一人が前例や

固定観念にとらわれず、市民ニーズに的確に対応できる企画力、政策立案能力等を高めていくため人材育成基本方針に基づく人材育成を総合的、計画的に推進します。

- (1) 人事管理システムの導入
- (2) 人材育成基本方針に基づく研修による職員の育成
- (3) 人材の確保及び育成

有資格者の採用を検討します。また、専門職員の育成を図ります。

- (4) 能力評価と成績評価制度の導入
- (5) 懲戒処分基準の明確化と公表

4 健全な財政運営の確保

景気低迷による市税収入の大幅な減少、又、三位一体改革の議論がなされ、税財源委譲が伴わない国庫補助負担金の大幅な削減と併せ、地方交付税の縮減など先行きが全く見えない状況にあります。こうした危機的な財政状況の中で、合併後の新市建設や真に必要な行政サービスを将来にわたって安定して供給するために、合併後の調整方針の見直しなども含め、引き続き徹底した経費節減と各種収入金等の確保に努めます。

- (1) 経費の節減

光熱水費、電話代、消耗品、旅費などあらゆるものについて節約を図ります。

また、前納報奨金、防犯灯の設置及び管理運営の見直しなどを行いません。

- (2) 自主財源の確保

徴収対策を強化し、収納率の向上を図ります。

社会福祉協議会などを初めとした補助金・負担金等の見直しを行います。

また、未利用財産の処分の推進、市広報に有料広告掲載の検討を行なうなど、あらゆる収入確保の方策を検討します。

- (3) 行政サービスの平準化

合併時における各種サービスの経過措置の期限の設定などを行いません。

効率的な行政活動の推進

効率的な行政活動の推進を図るためには、何よりも経営視点での行政活動の推進を図ることが重要です。

そのためには、一切の無駄を省くという観点に立ち、これまでの事務事業を見直す必要があります。そして施策及び事務事業の目的・目標を明確にし、これを数値化することにより成果を客観的に検証する行政評価システムを導入し機能させることが急務です。

また、「民間でできることは民間で」の大原則の基に、行政が実施している事務事業について、市民サービスの向上及び行政責任の確保等に留意しながら、地域の実情、効果及び必要性等の観点から民間委託等を推進し、行政のスリム化、効率化を図ることが必要です。

1 成果重視の行政の推進

事務事業について、目標を設定し進行を管理するとともに、その達成度や費用対効果などを検証し、客観的な指標を用いた評価を行ないます。評価結果については、今後の行政運営の基礎資料として活用を図るほか、事務事業の優先順位や予算の配分に反映をさせます。

そうしたことから、事務事業評価手法の確立と、施策・政策評価への展開を進めるほか、評価結果の公表や第三者機関等による外部評価の導入について検討するとともに行政評価システムの構築に努めます。また、民間で活用されている企業会計手法（バランスシート）などの活用、その他民間の経営感覚を取り入れながら、健全財政の向上を図ります。

(1) 行政評価システムの導入

(2) 地方分権の更なる推進

限定特定行政庁設置に向けての検討などを行ないます。

(3) 第三セクターの経営改善

監査体制及び点検評価の充実・強化を図ります。

地場産業振興センターの自主運営への可能性を、また、桜江総合開発(株)については、自立への取組みを行ないます。

2 民間活力の活用

民間委託やPFIの導入、NPO等との協働、パートタイマーの採用などによる業務の推進を検討し、その効果等を十分精査し、積極的な活用を進めます。

(1) 民間委託等の推進

公立保育所、児童館、放課後児童クラブなどの民間委託等を推進します。

(2) 指定管理者制度の推進

火葬場や島の星クリーンセンターを初めとした市の施設の管理運営について、指定管理者制度の推進を図ります。

(3) 事業へのPFIの導入への取組み

3 事務事業の見直し

社会情勢の変化や事業の進捗などにより、当初の目的を達成した事務・事業、必要性の薄れた事務・事業、実施目的が類似している事務・事業等について見直しを行い、その方向性（廃止・縮小・統合・外部化など）を検討し・実施に向けて取り組みます。

(1) 小規模校などの統廃合の推進

30人未満の小規模校及び幼稚園について統廃合の推進を図ります。

(2) 外部化（アウトソース）の推進

公用車運転業務、学校用務員事務、給食業務、道路維持補修・清掃など、あらゆる業務について業務委託等が可能な業務を洗い出し、実施の検討を行い外部化の推進を図ります。

(3) 電算化の推進

財務会計システムの再構築を初めとし、老人保健健康医療事務及び用地補償事務の電算化を図り、地図情報システム及び上下水道使用料金徴収システムの導入、地方税の電子申告への取組みなどを行いません。

(4) 広域行政の推進

安定かつ健全な国民健康保険事業へ向けて広域行政の推進を図ります。

(5) 庁用車の有効活用

運転業務のあり方を見直し、マイクロバスの有効活用などを図ります。

(6) 学校給食の安全性の確保及び効率化

給食センター化へ向けての検討を行ないます。

また、センター化に至るまでの経過措置として、経費節減を念頭に拠点校方式を推進します。

(7) 幼保一元化へ向けての検討

(8) 一部事務組合の見直し

浜田市江津市旧有福村有財産協同管理組合などの整理を検討します。

(9) イベント事業の見直し

イベント事業について必要性を再検討し、廃止を含め見直しを行ないます。

市民と行政との協働によるまちづくりの推進

中央集権による画一的なまちづくりから、それぞれの地方の個性を生かした魅力あふれる地域づくりへと、大きく流れが変わってきました。今までのように、行政が一方的にサービスを提供するという関係を超えて、お互いの立場を理解・尊重し、市民と行政が相互に信頼し合える関係を築きながら、共に考え、智恵を出しあって行動していく『協働』によるまちづくりの推進を図ることが大きなポイントです。

1 市政に関する情報の積極的な提供

市民に対して行政運営の状況（過程）を明らかにし、説明責任を果たしていくため、また、市民参加型の行政（市民と行政の協働）を推進していくためには、行政と市民とが情報を共有することが前提であるとの認識に立ち、市民からの要求（請求）による情報の開示にとどまらず、市政に関する積極的な情報提供を図る必要があります。

(1) 情報提供手法の充実

市広報の改善、市ホームページの活性化（必要とされる各課、各事業のホームページの開設）などを図ります。

また、防災行政無線の効率的活用、CATVによる行政情報の提供などを推進します。

(2) 市民との情報の共有化

ITを活用したサービスの提供を検討します。

また、出前講座の更なる活用などの促進を図ります

(3) 市政情報の積極的な公表

人事行政の運営等の状況の公表などの推進を図ります。

2 行政サービスの改善と市民ニーズの把握

市民の視点に立った行政サービスを提供する上において、継続的な改善（P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）マネジメントサイクル）を行い市民の満足度が向上する（真に必要な）質の高い行政サービスの確保・提供に努めます。特に、市民生活に密着した窓口業務については、窓口の利用における問題点の改善、対応する職

員の資質の向上などを図ります。

(1) 行政サービスの改善

市民に対する窓口サービスの向上はもちろんのこと、行政サービスの向上を図るため、行政手続きの適正化及び迅速化を図ります。

所得税及び住民税の申告相談事務の改善、外国人登録事務システムの導入などを検討します。

また、勤労青少年ホームを活用した「無料職業相談所(仮称)」の設置などを検討します。

(2) 受益者負担の見直しと公平性の確保

使用料、手数料適正化を図り定期的な見直しを行ないます。

(3) 市民ニーズの把握

市民の声を集約して行政に反映するシステムの構築を図ります。

また、市政モニター、懇話会、出前講座の更なる活用を図ります。

(4) 市民にやさしい電子自治体の構築へ向けて更なる対応

I Tを活用したサービスの提供・拡充を検討し、推進を図ります。

3 協働システムの確立と市民参加の推進

市民が主役で、市民のための行政を推進していくためには、市民と行政が相互理解のもとに、互いのあるべき姿、担うべき役割を明確にし、まちづくりや地域の活性化のために、地域住民や企業、行政などが協力して働く『協働』という新たな関係を築くことが重要です。

そのためには、「現行の行政サービスや事業の中で、市民との協働が可能なものはないのか。」という視点に立ち点検を行い、市民、行政のそれぞれにおける役割を明確にするとともに、ボランティア団体やNPOなど、様々な組織や団体との連携を図るなど『協働のシステム』を確立する必要があります。

(1) 地域コミュニティ構築への取り組み

自治会の再編について検討し、そのあり方について市民とともに見直しを行ないます。

(2) 市民と行政の協働

市民と行政の役割分担の明確化を図ります。

(3) 公民館の設置及び管理運営のあり方の検討

地域活性化の拠点としての視点に立ち、中央公民館制度、館長・主事の設置などを初め、あらゆる観点から検討を行ないます。

(4) ひとづくり、まちづくりへの市民参画の拡充

NPOの設立・育成、市民団体等との協力強化、ボランティア活動の推進などを図ります。

また、公園等公共施設の維持管理への市民参画、いわゆる里親制度等の導入を行い、ひとづくり、まちづくりへの市民参画の拡充を図ります。